

別記様式第7号

鳥獣被害防止総合支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業又は鳥獣被害防止対策促進支援事業並びにシカ特別対策等事業の評価報告(令和5年度報告)
事業実施主体名 総社市(総社市鳥獣被害防止対策協議会)

1 被害防止計画の作成数、特徴等

作成数 1
特徴 従来の駆除、捕獲体制に加え、農作物に繰り返し被害を加える個体の捕獲により、個体数の減少に努めるよう機材の研究、設置、専門家の意見、関係者との連携を強化し、電気柵などによる侵入防止の防衛的措置とともに捕獲柵の設置による被害防止対策を推進する。また、農業者、集落、農産物生産組合などが一体となって被害防止を推進する環境、意識づくりの推進を図る。

2 事業効果の発現状況

狩猟者が減少する中、一定数以上の有害捕獲は維持できているため、個体数の減少に伴う被害の軽減が期待できる。

3 被害防止計画の目標達成状況

概ね目標値に近いところまで対策できているが、依然として被害が多い状況である。狩猟者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など課題が多いが、継続して防除及び捕獲を合わせた対策を講じる必要がある。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績						事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価
										被害金額			被害面積					
										目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率			
総社市(総社市鳥獣被害防止対策協議会)	市内全域	R3	イノシシ イノシシ(幼) シカ シカ(幼) ニホンザル ニホンザル(幼)	緊急捕獲活動支援事業(有害捕獲)	181 30 13 0 5 2 2	-	-	-	農作物被害の減少、有害鳥獣の個体数調整	918	984	49%	9.7	80%	狩猟会との連携を強化し、効果的な捕獲・駆除対策を講じる必要がある。	積極的な捕獲活動及び防護対策の結果、被害面積は目標達成したが、被害金額は目標未達の状況となっている。今後、被害面積の低減のため、防護は目標未達とはいえ、年々被害金額は減少し、対策の効果が徐々に発揮されていると思われる。今後、積極的な捕獲活動及び防護柵の設置や追い払い等効果的な防護活動を継続し、被害軽減に努めていただきたい。	被害金額は目標を達成できなかったが、被害面積は目標を達成できており、一定以上の成果が上がっている。今後、被害面積の低減のため、防護と捕獲の一体的な対策の更なる推進に取り組んでいただきたい。	
総社市(総社市鳥獣被害防止対策協議会)	市内全域	R4	イノシシ イノシシ(幼) シカ シカ(幼) ニホンザル ニホンザル(幼)	緊急捕獲活動支援事業(有害捕獲)	264 3 5 0 6 1 0	-	-	農作物被害の減少、有害鳥獣の個体数調整										
総社市鳥獣被害防止対策協議会	下倉	R4	イノシシ	整備事業	ワイヤーメッシュ柵 L=1,800m、H=1m	総社市鳥獣被害防止対策協議会	令和4年9月28日	-	イノシシによる農作物への被害が顕著な下倉地区内の桃園地の防護のため、園地の周囲にワイヤーメッシュ柵を整備し、野生動物の侵入を阻止するとともに、捕獲効率を高める。									
総社市鳥獣被害防止対策協議会	井尻野	R4	カラス	推進事業	・鷹匠によるカラスの追い払い 14回 ・カラス忌避音を利用した追い払い 3ヶ月×2台 2ヶ月×1台	総社市鳥獣被害防止対策協議会	令和4年6月～9月	-	カラスによる桃の食害が深刻なため、鷹及び忌避音による追い払いを行う。									
総社市(総社市鳥獣被害防止対策協議会)	市内全域	R5	イノシシ イノシシ(幼) シカ シカ(幼) ニホンザル ニホンザル(幼)	緊急捕獲活動支援事業(有害捕獲)	187 19 5 0 2 0 5	-	-	農作物被害の減少、有害鳥獣の個体数調整										
総社市鳥獣被害防止対策協議会	井尻野・西郡	R5	カラス	推進事業	・カラス忌避音を利用した追い払い 3ヶ月×7台 2ヶ月×1台	総社市鳥獣被害防止対策協議会	令和5年6月～9月	-	カラスによる桃の食害が深刻なため、忌避音による追い払いを行う。									

注1: 被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。
 2: 都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。
 3: 事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。
 4: 「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。
 5: 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。